

一 般 競 争 入 札 公 告

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 放射線個人被曝線量検査測定業務委託契約 一式
- (2) 調達案件の仕様及び数量 別紙のとおり
- (3) 履行期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
- (5) 入札方法

上記(2)で示す個人線量計及び予定数量により総価をもって入札に付する。入札金額については、個人線量計のほか検査測定業務等に要する一切の費用を含めたうえで応札すること。なお、入札内訳書には個人線量計の単価を記載し、入札書には入札内訳書の合計金額である総価を記載すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書及び入札内訳書に記載すること。

2. 競争に参加する者の必要な資格

- (1) 厚生労働省参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「取扱細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
 - 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める
- (4) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (6) 社会更政法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。
- (7) 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条各号に掲げる者でないこと。

3. 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付、入札書の提出場所及び問い合わせ先
〒856-8562 長崎県大村市久原二丁目1001-1
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
事務部企画課契約係 池野 志歩
TEL 0957-52-3121 内線8016番
- (2) 入札説明会 なし

(3) 入札書の提出及び問い合わせ期限

平成29年3月21日(火) 17時00分

(郵送の場合には受領期限までに必着のこと)

4. 開札の日時及び場所

- ・日 時 平成29年3月22日(金) 11時15分
- ・場 所 国立病院機構長崎医療センター 菖蒲ホール

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるものを添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人国立病院機構会計規程第54条に規定しているとおり、入札説明書に従い入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。

(6) 契約価格の決定方法

第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知、交渉し契約価格を決定する。ただし、交渉が不調又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通過 日本語及び日本国通過

(8) 契約に係る情報の公開

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第26条の2に基づき、公表基準(該当契約品目にかかる予定価格が100万円(賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円))を超える契約を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を当院が当院ホームページにおいて公表しなければならない。(公表期間は契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。)

- ・物品等若しくは役務の名称及び数量
(複数品目を契約締結した場合の記載例 商品A外〇点)
- ・契約を締結した日
- ・契約の相手方の氏名及び住所
- ・契約金額(年間予定数量に単価を乗じた額)
- ・その他必要な事項

(9) その他

その他詳細は入札説明書による。

平成29年3月3日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター院長 江崎 宏典